

# 選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院(他院・当院含む)が通算で 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険から入院基本料の 15%が病院に支払われなくなり、その負担を患者さまご本人が、健康保険自己負担額とは別に、その入院基本料 15%分を自費で自己負担する場合がございます。その制度を選定療養費制度といいます。

当院では、ご入院期間が 180 日を超えた日より、以下の金額が患者様のご負担となります。

急性期一般入院料 5(1,451 点) 1 日につき 2,394 円(税込)

特別入院基本料 (612 点) 1 日につき 1,010 円(税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象には該当せず、特定療養費の徴収はいたしません。

- ◎ 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者  
(日常生活自立度ランク B 以上)
- ◎ 人工呼吸器を使用されている方
- ◎ 呼吸管理を実施している状態の方
- ◎ 人工透析を週 2 回以上実施されている方(日常生活自立度ランク B 以上)

この他にも選定療養から除外される条件があります。

詳しくは受付窓口までお尋ねください。

令和 7 年 11 月 1 日